

令和6年度第7回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年10月10日（木）午後1時35分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	22番	水柿	重壽
員		1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員（2人）

3番	永井	尚子
20番	大林	富子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 4 1 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 4 2 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 4 3 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 4 4 号	買受適格証明（3 条）について
議案第 4 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第 4 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）

4、報告

報告第 3 1 号	農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について
報告第 3 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 3 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 3 4 号	農地法第 4 条の制限除外について
報告第 3 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 3 6 号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第7回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番 永井尚子委員、20番 大林富子委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、長津主任、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、15番・栗島 和子委員と16番・稲見 くに子 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第41号 受付番号27番は、8番議席・齊藤 一弥 委員が関係者となっておりますので、先に審議するとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後1時37分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第41号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

それでは10ページをお願いします。

番号27番、権利：所有権移転有償、所在：井上字高田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：681㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 1,051㎡、譲渡人又は貸主：筑西市旭ヶ丘、譲受人又は借主：筑西市稲荷、経営面積、渡人：1,251㎡、受人：933,656.78㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。受付番号27番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

10番栗島です。
申請地は、受人が渡人より賃貸借で耕作しているものです。
それで渡人の方から受人の方へ、所有権移転の話があり同意したものです。
申請書類にも不備はないとのことですので、許可相当かと思います。
以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第41号 受付番号27番を採決いたします。

議案第41号 受付番号27番を原案どおり許可することに、賛成の委員は
挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって議案第41号 受付番号27番は原案どおり許可すること
に、決しました。
ここで、8番議席・齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後1時41分 解除

議 長

続いて、受付番号1番から事務局より説明願います。

事務局長

引き続き、山本主事より説明させます。

山本主事

続きまして、2ページをお願いいたします。
番号1番は保留となります。

2番、所有権移転無償、猫島字本田、畑、畑、657㎡、筑西市猫島、筑西市猫
島、4,896㎡、0㎡、2、2。
なお、こちらの申請に対して取下願が提出されております。

番号3番から番号10番は保留となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

11 番、所有権移転有償、宮後字前畑、畑、畑、176 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 1,600 m²、筑西市市野辺、筑西市宮後、2,288.27 m²、0 m²、2、1。

なお、こちらの申請に対しても取下願が提出されております。

12 番、所有権移転無償、布川字十二天下、畑、畑、397 m²、古河市南間中橋、筑西市乙、397 m²、399 m²、1、1。

13 番、所有権移転有償、成田字並木添、畑、畑、343 m²、東京都江戸川区西葛西、筑西市直井、6,346 m²、1,294 m²、2、1。

次のページをお願いいたします。

14 番、所有権移転無償、木戸字本田、畑、畑、1,444 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,792 m²、筑西市木戸、筑西市木戸、21,772.88 m²、0 m²。

15 番、所有権移転有償、嘉家佐和字小釜、畑、畑、200 m²、筑西市旭ヶ丘、筑西市旭ヶ丘、200 m²、557,947 m²、4、4。

16 番、所有権移転有償、嘉家佐和字小釜、畑、畑、200 m²、筑西市旭ヶ丘、筑西市旭ヶ丘、1,249 m²、557,947 m²、4、4。

17 番、所有権移転有償、嘉家佐和字小釜、畑、畑、581 m²、筑西市旭ヶ丘、筑西市旭ヶ丘、1,249 m²、557,947 m²、4、4。

次のページをお願いいたします。

18 番、所有権移転有償、松原字酒生前、田、田、993 m²、外 13 筆、合計 14 筆、合計面積 13,708 m²、水戸市上国井町、筑西市松原、260,111 m²、133,198.08 m²、2、1。

次のページをお願いいたします。

19 番、所有権移転有償、中館字根田、田、田、1,296 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 7,929 m²、水戸市上国井町、筑西市中館、260,111 m²、264,073.88 m²、3、3。

20 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、618 m²、筑西市西保末、筑西市関本中、2,305.9 m²、13,481 m²、1、1。

21 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字下本田、畑、畑、989 m²、筑西市木戸、筑西市藤ヶ谷、3,499 m²、17,799 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

22 番、所有権移転有償、花橋字無、畑、畑、311 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,545 m²、筑西市関本下、筑西市花橋、8,032 m²、6,844 m²、3、3。

23 番、所有権移転有償、花橋字無、畑、畑、994 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 5,487 m²、筑西市関本下、下妻市下妻丁、8,032 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

24 番、所有権移転有償、小栗字上町西、田、田、2,020 m²、水戸市上国井町、筑西市小栗、260,111 m²、405,089.25 m²、2、2。

25 番、所有権移転有償、村田字柳町、田、田、2,043 m²、水戸市上国井町、筑西市竹垣、260,111 m²、338,612.88 m²、3、3。

番号 26 番は保留となります。

次のページをお願いいたします。

28 番、所有権移転有償、玉戸字伊房地、畑、畑、3,347 m²、筑西市笹塚、筑西市玉戸、4,606 m²、50,112.95 m²、1、1。

29 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字今宿、田、田、3,442 m²、外 10 筆、合計 11 筆、合計面積 14,039 m²、水戸市上国井町、筑西市藤ヶ谷、260,111 m²、330,981.07 m²、1、1。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 12 番から、調査委員の報告をお願いします。

関口 均
委員

1 番、関口です。

12 番について、説明いたします。

先月 26 日に書類審査をし、後日電話をかけました。

受人が姉で、渡人が妹の姉妹だそうです。

書類の問題もなく許可相当と思われますが、皆様のさらなる審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

13 番をお願いします。

瀬端 洋
委員

21 番、瀬端がご報告申し上げます。

先月 26 日に書類審査を行いました。

書類には不備はありませんでした。

後日、渡人と受人に電話しまして、確認いたしました。

渡人は、元はこちらにおったんですが、今は東京に行っていて、家は廃屋、そしてまた土地は誰も耕作する人がいないというような話でございました。

受人は、不動産屋に、もし手ごろな土地があれば、ぜひ買いたいという話を

議長

してまして、この話がまとまったということでございます。

書類にも不備もなく、以上のことより許可相当かと思われますけども、さらなる皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

齊藤一弥
委員

14 番お願いします。

8 番の齊藤です。

14 番と 21 番を報告します。

9 月 26 日に関城支所におきまして、書類審査並びに現地調査を行いました。

その後、渡人・受人に電話で確認をいたしました。

14 番ですが、この受人のお名前と、この渡人の経営のお名前が同じなんです、こちらは病院経営者の奥さんです。

その病院の絡みで、障害者の自立支援、非営利の活動法人を立ち上げたそうです。この中でブルーベリーを作付けして、障害者の自立を促すということでした。

21 番ですが、受人の方は電話に出ませんでした、渡人にお聞きしましたところ、この受人から土地を貸して欲しいという申し出があったそうです。

渡人も土地を持て余しておりましたので、所有権移転の有償でどうですかということでお話したところ、それでいいということで売買に至ったそうです。

2 件とも許可相当と思われますが皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

15 番お願いします。

宮山繁治
委員

19 番、宮山です。

私からは、3 条の 15 番、16 番、17 番、それとですね、永井委員の代弁で 19 番、これについて説明します。

すべて先月 26 日に書類を確認行っております。

15、16、17 番については、受人がすべて同じで、売買であります。

私の方で後日、本人確認というようなことでお電話しました。4 名中 2 名が、電話に出ないので、その 2 名については訪問して聞き取りをしました。

その土地は以前、第三者がハウスを建てて、農業を営んでいたんですが、今回辞めて、ハウスを壊して返還されたというようなことで、違う世話人の方がね、面倒を見てくれまして、4 名ともそれに間違いはないということでありました。

次に 19 番、同じく売買なのですが、渡人は農林公社、受人が大規模農家というようなことで、本人については間違いはないというようなことで連絡を受けております。

すべて許可相当と思われますが、さらなるご審議をお願いします。

以上です。

議 長

18 番お願いします。

赤城美子
委員

7 番赤城が、18 番と 25 番について報告いたします。

9 月 27 日明野支所内におきまして、書類審査を行いました。

まず 18 番についてですが、土地改良による基盤整備に伴い、土地を手放したいという地主がおり、受人に声がかかったということでした。

受人は、稲作とハウス野菜などを手がけている若手の担い手です。

公社との売買であり、問題はないかと思われま。

後日、受人に電話にて申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審議をよろしく願いいたします。

次に、25 番について報告いたします。

受人は、地元でも大規模経営の担い手です。

この土地は、以前は他の人が耕作していた土地ですが、地主が土地を手放したいので買って欲しいと持ちかけたところ、耕作者は買わないと、そこで近くを耕作している受人に声がかかったとのことでした。

受人は規模拡大を図っており、快諾したとのことでした。

公社との売買であり、問題はないかと思われま。

後日、受人に電話で申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

20 番お願いします。

栗島菊雄
委員

10 番、栗島です。

20 番についてご報告申し上げます。

書類審査をして、書類には不備がございませんでした。

後日、双方に確認をとって参りました。

渡人の方は、自分で管理ができないということで、受人が、今回の申請の土地の隣接に持っている土地があつて、人を介して所有権移転の話がありましたので、その話が成立して、今回の申請になりました。

受人は農業と飲食業を営んでいる人ですが、その飲食業に、野菜、ネギなんですが、それを作って利用しているということで、また規模拡大で同じものを作りたいという話でした。

申請にも問題がないと思うので許可相当かと思われま。皆様方のさらなるご審議よろしく願いします。

以上です。

議 長

22 番お願いします。

竹内紀男
委員

1 2 番竹内です。

22 番と 23 番の報告いたします。

26 日に書類審査及び現地確認をいたしました。

受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡をしたところ、申請書のとおり間違いな
いということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議を
お願いいたします。

以上です。

議 長

24 番お願いします。

秋山員宏
委員

1 8 番、秋山が報告をいたします。

先月 27 日に、書類の審査を行いました。

渡人は、振興公社であり、受人は、地域の大規模な担い手であります。

振興公社との売買ということですので問題はないかと思われます。

許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

28 番お願いします。

國府田
喜久男
委員

1 3 番、國府田です。

28 番、この件については、26 日に書類審査いたしました。

書類に不備があったというわけではないのですが、書類に添付された写真を見
てみますと、どう見ても畑ではないというような状況がありましたので、場所
をみんなで見てみました。

そうしましたところ、ちょうど社長である経営者の方がいまして、共同経営
の方と思いますが、男女なんですね。

それでお話を聞いたところ、確かにこの土地は草ボーボーで木も生えていて、
どう見ても畑というような状況ではないのですが、自分がもし買い入れた場合
には、これをきれいにします、ということなんです。

それはちょっと、条件としては先送りなので、どうなのかなと思っていたの
ですが、熱意はありまして、それでは念書を書くということで、後日、事務局の
方に念書を出したということで、みんなに伝えましたところ、それならいいだろ
うということで、許可相当ということにいたしました。

それから渡人なんです、この地域、ちょっと離れているんですよね。

それで聞こうと思ったら、ちょっと耳も遠いし、任せてありますということ
なので、あまり対話はできなかったんですが、そういうことで、許可相当と思わ
れます。

ただし、これは許可したからといって、その場ではなくて、地元の委員さん
と話したんですが、数ヶ月も経ってからでも、一応確認行こうかということにな
っております。

	以上です。
議 長	はい。では、確認の方よろしくをお願いします。
國府田 喜久男 委員	はい。
議 長	29 番をお願いします。
栗島和子 委員	1 5 番の栗島です。 29 番について、ご説明いたします。 先月の 26 日に書類審査を行いました。 その後、受人に直接確認することができました。 申請地は、以前より借りて耕作していましたが、今回、農林振興公社を通しての売買となりました。 農林振興公社との売買で問題ないかと思われませんが、さらなる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。 以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。 はい。齊藤委員さん。
齊藤一弥 委員	8 番の齊藤です。 28 番の案件についてご質問いたします。 國府田委員さんから、現在念書で許可相当ということになりましたが、今後、他の地区においては、そういう取り扱いでよろしいのでしょうか。
議 長	はい、これは、難しい問題ですね。事務局お願いします。
中澤課長	はい。齊藤委員さんのご質問にお答えいたします。 こういう案件は本当にこれからあるかと思うのですが、やはり、受人の方が畑として、農地として、使うという念書があれば、やっぱり農地として活用していただけるので、そちらは、今後同じような条件があった場合は、念書として、やっていきたいと考えているところでございます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。
齊藤一弥 委員	では、あわせてお聞きしますが、もし仮に、今回許可出しますよね。 その後で、後日見に行って、改善されてなかった場合はどうするんですか。

中澤課長	はい、お答えいたします。 こちら、営農するという形で念書をとっております。 これが実際営農されなかった場合には、取り消し処分となる方向が考えられます。 以上でございます。
齊藤一弥 委員	だけど、2ヶ月後に行ったんでは、もう登記引きを終わっちゃう場合もありますよ。 取り消したって意味ないんじゃないの。
	だって今回許可出すわけですよ、今日。 そしたらその許可書をもとに、法務局で、所有権移転の登記をするわけですよ。2ヶ月後だったら、もうその法務局の登記の取り消しできないでしょ、許可を取り消しても。
中澤課長	はい。齊藤委員さんの質問、おっしゃる通りでございます。 2ヶ月後と言わず、まず先方、受人の方には、まず耕作が確認できないことには、所有権の移転を待っていただけないかということで、お願い……
齊藤一弥 委員	私は、今までの前例からも、私の地区でやっぱり荒廃しているところについて、「これでは許可案件になりません。現状を復帰してから許可します。」というような指導をしてきたんですよ。 それで、今回だけ念書で許可をされちゃうと、やらない場合も考えられます。 これは、保留案件にしたほうがいいんじゃないですか。 これは、他の地区にも影響する案件ですからね。
國府田 喜久男 委員	いいですか、私からも一言。 そういう齊藤さんのような考えもあったんですね、最初。 しかし、あの状況を見ると、渡人の方も、高齢で、畑にするような能力もないということなんですよ。
	それから、受人の方も、このまま置いとくと、畑がもう耕作放棄地になるのは目に見えているということなので、変えられる値段のお金を使って、そこをきれいにするという熱心な意見があったので、他の農業委員とも相談して、それじゃ念書を書いてもらって確約していただければ、許可してもいいかというような経過になったわけなんです。
	ですから、もう間違いなくあそこは、許可しなければ耕作放棄地になると。もうちょっと木も生えていて、胸ぐらいの高さになっていますし。売主も高齢化だということ、そういう能力がないということでしたので、そういうことで判断したんですが。以上です。
議 長	齊藤委員さん、どうぞ。

齊藤一弥
委員

それだけ熱意があって、地主が高齢でできないとなれば、この受人が地主の許可をいただいて、先に畑に現状を復帰する、このような指導をしてからでも遅くないような気がします。

これ、今まではそういう案件は保留案件にしてきたんですよ。木が生えて駄目ですよ、っていうところは。

今回の件を許可しちゃうと、前例を作ることになります。他の地区にも非常に大きな影響を与えます。そのへんをよく検討してください。

議 長

栗島委員さん、どうぞ。

栗島菊雄
委員

私も、基本的に齊藤委員さんの考えに賛成なんです。

それで、もし國府田委員さんが言っていたように、地主さんが高齢で解消できないっていう今の状況、それを買う側の人は、買ってどうしても農作物を入れたいっていう強い意志があるから、自分で買ってきれいにするわけですよ。

その意思をもっているんだったら、齊藤委員さんが言うように、所有権移転をする前に、自分で地主さんに代わってやってきれいになったよっていうのを確認してから申請を出し直してもらった方が、皆さんの納得の意見になるかなと思うんですよ。

私は、齊藤委員さんに賛成です。

議 長

あの、明野地区でも、同じような案件が実際はあったんです。

齊藤一弥
委員

それは保留したでしょ。

議 長

私は保留にしました。そして、木を伐採してきれいにしてから、許可を出しました。

齊藤一弥
委員

ですよ。そうすると、この案件は、その件と矛盾しちゃうんですよ。
どうします。矛盾した案件でいいんですか。

事務局長

いいですか。それをここで議論を尽くした上で、28 番についてのみ、単独の採決を取った上で、許可相当保留とするかどうかという判断を、この場で、挙手で決した結果を、今回の申請者に伝えるってやり方がいいかと思うんですけど。

齊藤一弥
委員

そうすると、今回許可でいいですよってことになった場合、

事務局長

そうでなくって、採決を取って、それで許可となった場合は、農業委員会の

判断になってしまうので、

齊藤一弥
委員

だから、そうですね。

そうすると、今まで同じようなところを保留してきたんですよ。

今回だけOKを出しちゃうと、もうこれ前例を作ることになるから、木が生えてようが何しようが、熱意があれば今後みんなOKになっちゃいますよ。

それでいいんですかっていうこと。

それと、私たちの地域で今まで保留してきた案件はどうなっちゃうのっていうの。

事務局長

齊藤委員、すいません。

議会のやり方でいくと、この28番については齊藤委員が反対の討論したわけで、逆に、國府田委員の賛成の討論したわけなんです。その議論が出尽くした段階で、議長の採決で、挙手願いますって形で、まずは許可の方って言って手を挙げていただいてその人数、そして、保留の方っていう形でその人数で、決するしかないのかなと。

齊藤一弥
委員

仮に、それで賛成になったとするでしょ。

そうしたら、今までやってきた指導は何だったのかっていうことになっちゃうんですよ。

事務局長

なっちゃうから、今の話を聞いた委員さんが、各人の判断で手を上げるか挙げないかをしていただくのが、委員会の会議の形になんで、結局保留かどうかっていうのは意見が一つにならないところなので、採決を取った上でということなんですけど、賛成討論・反対討論が出尽くすまでちょっと話し合ったほうがいいと思います。

もし仮に賛成になった場合、この委員会として賛成しちゃったんだから、今までの無にしたってことになっちゃう。それはご自身たちにはね返ってくるんじゃないですか。

だから、保留にするのが本筋のはずなんだからそれはそれで、という形と、

あと、栗島さんから代替案が出てるじゃないですか、それを反映してどうするのかっていう、今までどおりにいくのか、それとも今回の特例を作っちゃうのかって判断は、この会の、挙手で、多数決で決めるしかないわけです。

齊藤一弥
委員

はい。分かりました。

齊藤秀樹
委員

いいですか。

この会社は何をやっている会社なんですか。

農家やっているわけじゃないでしょ。

渡辺主任

事務局、渡辺です。

私の方から説明させていただきます。

先ほどの議論に上がった、受人さんが所有権移転する前にきれいにしてから申請をするべきじゃないかっていう話、出たと思うんですけども。

まずその点については、國府田委員さんが言ったと思うんですけど、現場に会社の社長さんがおまして、まず、事務局の方から、受人さんの方できれいにさせていただいてから、所有権移転してくださいっていう話は、一度させていただいたんですよ。

それで向こうの回答としては、所有権を会社の方に移転しないと、会社としてその工事が行えない、っていうのが、向こうの会社さんの言い分だったんですね。

齊藤一弥
委員

なんで、できないんですか。

きれいにして、そのかかった分を受人に請求すればいいんじゃないですか。

渡辺主任

なぜできないかまでは、ちょっと具体的に言われなかったんですけど。

先ほど聞いてないんですかっていうお話が出たので、その件について1度話を受人さんの方にさせてもらっています。

この会社は、太陽光業者さんの農業部門に当たるものです。

一応、この会社が太陽光、営農型をやっている場所が、筑西市にあるんですけども、そこ自体はちゃんと営農されている会社さんです。

なんで、どういう会社さんって言われると、そういった会社になってくるかなとは思います。

栗島菊雄
委員

今、國府田委員さんと齊藤委員さんの説明聞いて、本来ならば、この筑西市の農業委員会の許可に対する規則などは、農地として使えるところを所有権移転できるっていうことになっているんですよ。だから、耕作放棄地みたいところはできないっていうことでやってきたと思うんですよ。

そこで、今言っていた、会社では自分の所有権にならなければきれいにできないっていうんじゃなくて、地主さんから会社の方へ、そこをきれいにしてもらいたい、っていうそういう契約を結んで、その上できれいにしてもらおうっていうことができると思うんですよ。

結局は、最終的にはその会社を取得できるようになるわけだから、だから地主さんの了解を取ってそこをきれいにするっていう行動ができないのかなと考えます。

あと、今、どちらかの賛否を取ろうとしていたんだけど、賛否をとる前にやっぱり地元の委員さん方が調査してきたことにも、一応それなりの敬意は表した方がいいと思いますので、國府田さんの許可が必要だと思います。

だからそれも一応確認してからの方がいいんじゃないかと思います。

議長

そういうことなので、國府田さん、今の栗島さんが話した件については、いかがでございましょう。

國府田
喜久男
委員

そうですね。

私たちの班も、先ほど言いましたように、写真を見たら、あまりにも農地としてはふさわしくないってことなので、みんなで現場に行こうということで見たんです。

ですから、その現場では、これは保留かなということだったんです。

それで、そのあと社長に聞いたら、結局、きれいにした後にもう売らないということになってしまうと会社としても困るので、そこはできないんだっていう理由だったんですよ。

それじゃ困ったなということで、ちゃんと会社の方としても、責任を持って、農地にしますということを念書に取ってくればということでしたら、もう1日か2日のうちに、事務局の方に届け出が来たということを確認したので、その日見に行った農業委員の3人で許可するかという話になり、今日の提案になったわけなんです。

一応経過はそういうことなんですよ。

ですから皆さん、いつも言っていますように、さらなるご審議ということですから、皆さんが審議して、ここは保留にしようということになれば、それは仕方がないと思っています。

あくまでも、これは3人の調査委員の結果の報告ですから。

あとは、皆様方がどういうふうに判断するかです。

ただ、そのまま置くと、間違いなく耕作放棄地になってしまうということが目に見えたので、私達もそういう判断したというような状況です。

事前にそういうことがあったとすれば、齊藤さんの言うとおりになっています。

実はこういうことは、伊讃地区で前にもあったんです。

その件については、農業委員会の総会までに急いできれいにしてもらったので、それで許可したということもあったんです。今回の件については、それも含めて考え、農地を大事にするということも1つの判断材料としたため、こういう結果にしたわけです。

あとは皆さんにお任せいたします。

以上です。

議 長

じゃあ議論も出尽くしたと思うので、ここで先に、審議したいと思います。議案41号の28番、これを保留とすることに賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手多数)

議 長

挙手多数。多数により保留案件といたします。

あと、ご異議ございませんか。

では、議案第41号 受付番号2番、11番から25番及び29番を採決いたします。

議案第41号 受付番号2番及び11番を取り下げとし、受付番号12番から25番及び29番を原案通り許可することに賛成の委員は挙手を願います。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員。よって議案第41号 受付番号2番及び11番を取り下げとし、受付番号12番から25番及び29番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第42号 「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第42号 受付番号14番は、9番議席・中澤 保 委員が関係者となっておりますので、先に審議するとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後2時30分 除斥

議 長 それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 渡辺主任より説明させます。

渡辺主任 議案書12ページをご覧ください。

議案第42号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

議案書の17ページをご覧ください。

番号14番、権利：所有権移転無償、所在：成田字御斉明、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：498 m²、譲渡人又は貸主：筑西市成田、譲受人又は借主：筑西市成田、転用事由：自己住宅。

申請地は、県立下館第一高等学校の東側約800m、市立養蚕小学校の北東側約1.0kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

以上になります。

議 長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号 1 4 番について、調査委員の報告をお願いします。
瀬端 洋 委員	21 番、瀬端がご報告申し上げます。 先月 26 日に、書類審査を行いました。 書類に不備はありませんでした。 その後、現地確認に参りました。 この渡人・受人、親子でありまして、渡人が子に住宅用地として土地を贈与するというような形でございます。 以上のことより許可相当かと思われますけども、さらなる皆様方のご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 4 2 号 受付番号 1 4 番を採決いたします。 議案第 4 2 号 受付番号 1 4 番は 3 0 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする こと、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって議案第 4 2 号 受付番号 1 4 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 ここで、9 番議席・中澤 保 委員の除斥を解きます。 午後 2 時 3 4 分 除斥
議 長	続いて、受付番号 1 番から、事務局より説明願います。
事務局長	引き続き、渡辺主任より説明いたさせます。
渡辺主任	議案書 1 3 ページをご覧ください。

番号1番から4番は保留となります。

続いて、議案書14ページをご覧ください。

5番、賃貸借権、蕨字川原毛町、田、田、1,381㎡、外5筆、合計6筆、合計面積5,734㎡、筑西市蕨、外2名、筑西市蕨、資材置場及び駐車場。

申請地は、市立養蚕小学校の南東側約1km、市立下館南中学校の東側約2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で金属加工業を営む法人です。今般、事業拡大、新規事業に伴い資材置場及び駐車場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転有償、折本字北坂堂、畑、雑種地、816㎡、筑西市蓬田、筑西市折本、資材置場。

申請地は、国道294号線の東側約200m、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北西側約200mに位置する300m以内に鉄道の駅のある第3種農地です。

申請者は、申請地付近で杭打ち工事業を営む法人です。今般、申請地が農地法の許可を取得していないことが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

7番、所有権移転無償、下中山字下中山、田、田、344㎡、筑西市下中山、栃木県小山市大字雨ヶ谷新田、外1名、自己住宅。

申請地は、市立養蚕小学校の南東側約500m、JR水戸線下館駅の南東側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

8番、所有権移転有償、中館字狭間、畑、畑、169㎡、外1筆、合計2筆、合計面積867㎡、筑西市中館、東京都新宿区、太陽光発電設備。

申請地は、国道294号線の東側約200m、真岡鉄道真岡線折本駅の南東側約400mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

9番、賃貸借権、寺上野字長町、畑、畑、8,264㎡、筑西市中上野、筑西市成井、資材置場。

申請地は、県立明野高等学校の南西側約1.2km、市立上野小学校跡地の北西側約1.6kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。

申請者は申請地付近で建設業を営む法人です。今般、事業拡大に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

10番、所有権移転無償、落合字大道下、田、宅地、157 m²、筑西市落合、筑西市市野辺、自己住宅。

申請地は、市立河間小学校の北東側約1.2km、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の東側約1.3kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。なお、現在、申請地を住宅敷地として使用しているため始末書が添付されております。

11番、所有権移転無償、落合字大道下、田、宅地、99 m²、筑西市落合、筑西市落合、住宅敷地拡張。

申請地は、市立河間小学校の北西側約1.2km、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の東側約1.3kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地の隣地にて生活しておりますが、今般、住宅敷地と使用していた土地が農地法の許可を取得していないことが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

12番、使用貸借権、小栗字下町西、畑、宅地、5,719 m²のうち1,152.96 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、農業用倉庫。

申請地は、市立小栗小学校の西側約800m、市立河間小学校の北東側約2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、申請地付近で農業経営を行っておりますが、規模拡大に伴い新たに農業用倉庫を設置する必要性が生じたことから申請するものです。なお、一部すでに既存の農業用倉庫の一部と使用しているため始末書が添付されております。

次のページをお願いします。

13番、所有権移転有償、関館字新地、畑、畑、476 m²、筑西市関館、埼玉県川口市榛松、駐車場。

申請地は、市立関城東小学校の南側約1.5km、国道294号線の西側約2.0kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は市外に本店を置き金属加工業を行う法人です。今般、本社移転に伴い駐車場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

以上となります。

議長

只今、事務局より説明がありました。

	受付番号 5 番から、調査委員の報告をお願いします。
関口 均 委員	1 番関口です。 5 番について発表いたします。 先月 26 日、書類審査・現地確認を行いました。 現地は広い道路の東側の田んぼのところで、まだ一面、稲がありました。 渡人 3 名と受人、それぞれ電話で確認したところ、提出された書類に間違い ないことを確認しました。 受人の方は、自分の仕事の板金及び合金等の資材置き場にするということ でした。 よって、当案件は許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願 いいたします。 以上です。
議 長	6 番お願いします。
中澤 保 委員	9 番、中澤です。 6 番について報告いたします。 9 月 26 日に書類審査及び現地確認を行いました。 27 日に電話確認をいたしまして、個人名から法人名義に変更するとい うことで、書類等の不備もなく、許可相当と思われますけども、皆様のさらなる審査 をお願いいたします。
議 長	7 番お願いします。
國府田 喜久男 委員	1 3 番、國府田です。 26 日に書類審査の後、現地確認をいたしました。 渡人は、受人の父親だそうです。 受人は、自分の実家の近くに家を建てるということで確認いたしましたので、 許可相当と思われます。 さらなる皆様のご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長	8 番お願いします。
宮山繁治 委員	1 9 番、宮山です。 5 条の 8 番について、永井委員の代弁をします。 先月 26 日、書類及び現地調査しております。 太陽光発電設備として売買するということでもあります。 受人については、かなりの優良企業であるということで、双方とも問題なし と思われます。 許可相当と思われますが、さらなるご審議をお願いします。

	以上です。
議 長	9 番お願いします。
赤城美子 委員	7 番、赤城が 9 番について報告いたします。 去る 9 月 27 日、明野支所内におきまして、書類審査を行い、その後、現地を確認してきました。 現地は県道沿いの芝畑であった場所で、隣は受人の所有する資材置き場がありました。現在の資材置き場が手狭になり、隣接する渡人の土地を借りるとのことでした。 同行した農業委員・推進委員一同、許可相当であろうとのことでした。 後日、受人・渡人に、申請に間違いの無いことを確認いたしました。 書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議をよろしくお願いいたします。 以上です。
議 長	10 番お願いします。
新井英雄 委員	24 番の新井です。 私から、10 番と 11 番について報告いたします。 同一箇所なので、一緒に報告いたします。 9 月 26 日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。 10 番についてですが、受人・渡人は、甥と叔父の関係であり、今回の自己住宅の申請となりました。 11 番については、受人・渡人は兄弟であり、住宅敷地拡張という申請でありました。 2 件とも、訪問して確認したところ、申請のとおり間違い無いということでした。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長	12 番お願いします。
秋山員宏 委員	18 番秋山が、12 番を報告いたします。 先月 27 日に協和地区の農業委員及び推進委員、全員で書類の審査及び現地確認をして参りました。 受人と渡人は親子の関係であります。 また受人は、地域の大規模な担い手農家であります。 現在ある農業用倉庫の北側に、新たに農業用の倉庫を建てるとのことでした。 書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をよろしくお願いいたします。 以上です。

議 長	13 番お願いします。
竹内紀男 委員	1 2 番竹内です。 13 番について報告いたします。 9 月 26 日、書類審査及び現地確認をいたしました。 受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡をしたところ、申請どおり間違いないということでした。 書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 4 2 号 受付番号 6 番から 8 番及び 1 0 番から 1 3 番を採決いたします。 議案第 4 2 号 受付番号 6 番から 8 番及び 1 0 番から 1 3 番は 3 0 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第 4 2 号 受付番号 6 番から 8 番及び 1 0 番から 1 3 番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 4 2 号 受付番号 5 番及び 9 番は 3 0 a を超える農地転用事案となります。 議案第 4 2 号 受付番号 5 番及び 9 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第 4 2 号 受付番号 5 番及び 9 番は、原案どおり許

	可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 次に、議案第４３号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	引き続き、渡辺主任より説明いたさせます。
渡辺主任	議案書 18 ページをご覧ください。 議案第４３号、現況確認証明（非農地証明）について、令和６年１０月１０日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号１番、所在：小栗字下熊野、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：692㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：水戸市けやき台。 申請地は、市立小栗小学校の南側約 900m、国道 50 号線の北側約 2.0km に位置する土地です。 昭和 19 年には、農地ではないとして「家屋所在証明書」を添付し証明願が出されております。 以上です。
議長	只今、事務局より説明がありました。 ここで、受付番号１番について調査委員の報告をお願いします。
秋山員宏 委員	１８番、秋山が報告をいたします。 先月 27 日に、協和地区の農業委員・推進全員で、書類の審査及び現地確認をして参りました。 書類、また、現況を見ましても、20 年以上経過しているということで、間違いありませんので、許可相当かと思われます。 さらなる皆様方のご審議をお願いいたします。 以上です。
議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第４３号 受付番号１番を採決いたします。

	議案第43号 受付番号1番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	（挙手全員）
議 長	挙手全員。よって議案第43号 受付番号1番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。 次に、議案第44号 「買受適格証明（3条）について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	ここからは、山本主事から説明いたさせます。
山本主事	それでは20ページをお願いします。 議案第44号、買受適格者証明（3条）について、令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。 番号：1番、所在：野殿字野殿、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：3,999㎡、願出人：筑西市野殿、経営面積：1,019,666.64㎡、労力総数及び稼働数：1、1、公売の期日：令和6年11月8日。 2番、野田字町田、田、田、2,478㎡、筑西市野殿、1,019,666.64㎡、1、1、令和6年11月8日。 以上です。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。
関口 均 委員	1番、関口です。 1番・2番ともに同一人であるため、一緒に発表をします。 買受適格者証明願ということですが、当農園は市内でも大規模な法人経営であります。 また電話で、買う意思があることを確認しました。 よって、証明は可能と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いします。 以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委 員	「異議なし」

議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 4 4 号 受付番号 1 番及び 2 番を採決いたします。 議案第 4 4 号 受付番号 1 番及び 2 番は原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに賛成の委員は挙手を願います。
委 員	（挙手全員）
議 長	挙手全員。よって、議案第 4 4 号 受付番号 1 番及び 2 番は原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに決定することに、決しました。 次に、議案第 4 5 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	市村補佐より説明いたさせます。
市村補佐	議案書の 22 ページをお願いいたします。 議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(一括方式)」、令和 6 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。 23 ページの農用地利用集積等促進計画（案）総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付につきましては、契約が新規、更新共に令和 6 年 12 月 1 日が契約開始日でございます。総括表につきましては、合計欄のみの朗読といたします。まず新規ですが、契約が 10 年以上のものが、80 筆、103,904 ㎡です。続いて更新ですが、10 年以上のものが 11 筆、23,087 ㎡です。明細につきましては、24 ページから 26 ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた

します。

議案第45号を採決いたします。

議案第45号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第45号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。

次に、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 引き続き、市村補佐より説明いたさせます。

市村補佐 議案書の27ページをお願いいたします。議案第46号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）、令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

28ページの農用地利用集積等促進計画（案）総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付につきましては令和6年12月1日が契約開始日でございます。総括表につきましては、合計欄のみの朗読といたします。契約が3年未満のものにつきましては、22筆、45,456㎡。6年以上10年未満は、18筆、27,593㎡。合計40筆、73,049㎡です。明細につきましては、29ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第４６号を採決いたします。 議案第４６号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第４６号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。 次に、日程第４ 報告第３１号から第３６号を、事務局より説明願います。
事務局長	ここからは、中澤課長より説明いたさせます。
中澤課長	私からは報告第３１号から報告第３６号までを一括してご説明させていただきます。 初めに３０ページをお開き願います。 報告第３１号 農地法第３条第１項第１３号の規定による届出について、令和６年１０月１０日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 届出件数は９件でございます。 これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構が農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。 次に３４ページをお開き願います。 報告第３２号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、令和６年１０月１０日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 届出件数は１件でございます。 これは市街化区域内における農地転用で、自己住宅１件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。 次に３６ページをお開き願います。 報告第３３号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、令和６年１０月１０日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は9件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅6件、太陽光発電設備1件、宅地分譲用地1件、住宅敷地1件の専決処理を行ったものがございます。

次に40ページをお願いいたします。

報告第34号 農地法第4条の制限除外について、
令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは、耕作者が自らの農地2アール未満を農業用施設等にする場合の転用で、農地進入路の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に42ページをお願いいたします。

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

43ページから47ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、
18件でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

次に48ページをお願いいたします。

報告第36号 非農地判断について、
令和6年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

非農地判断件数1件でございます。

これは、現地調査を実施し、対象農地や対象となる土地の周辺の状況を踏まえ、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断し、専決処理を行ったものがございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第31号から第36号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和6年度第7回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年10月10日

議 長

署名委員

署名委員